

裁判員法の立法過程(2)

柳 瀬 昇

- 一 討議民主主義理論と議会における審議の意義
- 二 裁判員法の立法過程
 - (一) 前史
 - (二) 司法制度改革審議会における議論（第1ステージ）（以上、前号）
 - (三) 司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会における議論（第2ステージ）
 - 10 司法制度改革推進法の制定
 - 11 司法制度改革推進本部の設置と司法制度改革推進計画の策定
 - 12 裁判員制度・刑事検討会の構成とそこでの議論の概要
 - 13 第1ラウンド：当面の論点メモ以降の議論
 - 14 第2ラウンド：たたき台以降の議論
 - 15 第3ラウンド：おさらいの議論
 - 16 第4ラウンド：座長ペーパー以降の議論
 - 17 政治決着（以上、本号）
 - (四) 国会における議論（第3ステージ）（以下、次号）
- 三 アクター間の利害の衝突と調整

二 裁判員法の立法過程

(三) 司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会における議論（第2ステージ）

10 司法制度改革推進法の制定

審議会意見書が内閣に提出された3日後の2001年6月15日、政府は、3年以内を目途に司法制度改革の関連法案の成立を目指すことなどを内容とする「司法制度改革審議会意見に関する対処方針」及び政府声明を閣議決定し、これを受けて、7月1日、内閣官房に司法制度改革推進準備室（以下、「準備室」という）を設置した。

準備室は、審議会事務局と同じ場所に置かれ、室長には、樋渡利秋審議会事務局長が、副室長には、大野恒太郎東京地方検察庁総務部長と松川忠晴国税庁長官官房会計課長が任命された。参事官は8人置かれ、片岡弘（法務省）、加藤朋寛（法務省）、黒川弘務（法務省）、小林徹（経済産業省）、近藤昌昭（法務省）、齊藤友嘉（日弁連）、辻裕教（法務省）及び松永邦男（総務省）が就任した。そのほか、主任参事官補佐15人、主査9人その他で構成され、これらには、人事院、警察庁、法務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省からの出向者や、日弁連から派遣された弁護士が就任した。また、準備室の顧問として、審議会の委員であった井上正仁、佐藤幸治及び竹下守夫の3教授が就任した。

準備室の最大の任務は、意見書の内容を受けて、司法制度改革の推進体制を構築することであった。そこで、準備室は、司法制度改革推進法案を作成し、9月28日に国会に提出した。

司法制度改革推進法（平成13年法律第119号、以下、「推進法」という）⁸²は、11月9日に成立し、11月16日に公布され、12月1日に施行された。同法は、審議会意見書の趣旨にのっとり行われる司法制度改革の基本的な理念

及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、内閣に司法制度改革推進本部（以下、「推進本部」という）を設置するものである。これは、審議会意見書が、司法制度改革の推進体制の整備について、「本意見の提言する改革は、内閣が総力を上げて取り組むこととしなければ、容易に成し遂げられるものではないことから、内閣に強力な推進体制を整備し、一体的かつ集中的にこれに取り組まれるよう求める」としていたことを受けての規定である⁸³。

推進法は、意見書にいう、国民の期待に応える司法制度の構築、司法制度を支える法曹の在り方、国民的基盤の確立という3つの柱に照応して、司法制度改革の基本理念⁸⁴を2条に定め、また、この3つの柱に係る内容に対応して、5条で、基本理念を実現するための改革の基本的方向性を示しつつ、その代表的な内容を例示する。司法参加の制度については、「国民の司法制度への関与の拡充等を通じて司法に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、国民が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与する制度の導入等を図ること」（同条3号）とされている。

ここで留意しなければならない点は、意見書の総論部分で強調されていた国民の統治客体意識から統治主体意識への転換という内容や、意見書で用いられていた国民主権や法の支配という文言が、推進法では、まったく触れられていないという点である。

⁸² 推進法の概要については、笠井之彦「(法令解説) 司法制度改革の推進」時の法令1663号(2002年)6頁、松永邦男『司法制度改革概説1 司法制度改革推進法/裁判の迅速化に関する法律』（商事法務、2004年）参照。

⁸³ 司法制度改革審議会前掲注(7)115頁

⁸⁴ 司法制度改革推進法2条は、「司法制度改革は、国民がより容易に利用できるとともに、公正かつ適正な手続の下、より迅速、適切かつ実効的にその使命を果たすことができる司法制度を構築し、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制の充実強化を図り、並びに国民の司法制度への関与の拡充等を通じて司法に対する国民の理解の増進及び信頼の向上を目指し、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを基本として行われるものとする」と定める。

推進法が制定されたことにより、推進本部が推進すべき改革の内容は、意見書そのものの内容ではなく、意見書の内容を整理した推進法の内容に転換した。もとより、推進法は、今般の司法制度改革を「平成十三年六月十二日に内閣に述べられた司法制度改革審議会の意見の趣旨にのっとり行われる」ものであるとしていることから、推進法が推進しようとする改革と意見書のいう改革とは同一のものであると理解するのが妥当であろう。しかしながら、意見書が強調していた改革の背景のない思想的な理念部分が整理され、推進法には敢えて取り入れられなかったということは看過すべきではない。国民の司法参加の意義については、審議会段階でもさまざまな議論がなされたが、推進本部が正当なものとして認めたものは、推進法5条3号にいう国民の理解増進・信頼向上論のみであるということに注意が必要である。その後、いかに民主主義ないし国民主権の見地から正当化する議論が持ち出されることがあっても、推進本部としては、それを国民の司法参加の制度の意義として認めるよう配慮する必要がなくなったのである。

11 司法制度改革推進本部の設置と司法制度改革推進計画の策定

推進法8条の規定により、2001年12月1日、政府は、司法制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、推進本部を設置した。その所掌事務は、司法制度改革の推進に関する総合調整に関する事、司法制度改革推進計画の作成及び推進に関する事、司法制度改革の総合的かつ集中的な推進のために必要な法律案及び政令案の立案に関する事、司法制度改革の推進に関する関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事との4点であり（9条）、内閣総理大臣を本部長とし（11条、12条で副本部長を国務大臣をもって充てると定め、内閣官房長官及び法務大臣が指定されている）、全国務大臣を本部長とした（13条、なお、司法制度改革推進本部令（平成13年政令第372号）2条により、内閣官房副長官が本部長補佐に充てられた）。

事務局は、法務省及び最高裁から35人、大蔵省及び日弁連から2人、国税

庁、通商産業省、その他の省庁から16人、日弁連から4人、民間企業（東京電力）から1人の計56人で構成された⁸⁵。事務局長には、裁判官出身の山崎潮法務省民事局長が任命され、事務局次長として、検察官出身の大野恒太郎準備室副室長、大蔵省出身の松川忠晴同副室長及び古口章日弁連理事の3人が任命され（古口次長のみ、遅れて2002年4月1日付けの任命）、9人の参事官その他の職員で構成された⁸⁶。

推進法16条は、推進本部を、その設置の日から起算して3年を経過する日まで置かれるものと規定していた。これは、「三年以内を目途に関連法案の成立を目指すなど所要の措置を講ずることとする」とする司法制度改革審議会意見に関する対処方針を受けて設けられた規定であり、法案立案を担当する推進本部の設置期限も同様に3年とされたのである。この規定によって、推進本部は、2004年11月30日までの時限的な機関とされ、推進法を改正しなければ、それ以降存続することができなくなった。

推進法は、政府に対して、閣議決定により、司法制度改革に関し講ずべき措置について必要な計画を定めなければならないと規定している（7条1項）。これを受けて、政府は、2002年3月19日、「司法制度改革推進計画」を閣議決定した。この計画は、司法制度改革に関し政府が講ずべき措置について、その全体像を示すとともに、推進本部の設置期限までの間に行うことを予定するものにつき、措置内容、実施時期、法案の立案等を担当する府省等を明らかにするものであった⁸⁷。

この計画では、2002年度末までに、法科大学院制度に関する司法試験法の改正法案を、2003年通常国会に、民事司法制度の改革に関する法案を、2004

⁸⁵ 古川貞二郎「司法制度改革について」司法制度改革調査室報3号（2004年）10頁。

⁸⁶ 推進準備室の片岡弘、小林徹、近藤昌昭、齊藤友嘉、辻裕教及び松永邦男の各参事官が、引き続き、推進本部の参事官に就任したほか、裁判官出身の植村稔及び小林久起ならびに検察官出身の落合義和が新たに参事官に就任した。なお、2002年4月1日時点での推進本部事務局の主査付以上の職員の氏名は、土屋美明『市民の司法は実現したか』（花伝社、2005年）463頁に掲載されている。

⁸⁷ 「司法制度改革推進計画」1頁。

年通常国会に、裁判員制度の創設を含む刑事司法制度の改革に関する法案をそれぞれ提出することを予定するとされた。裁判員制度については、2004年通常国会に法案を提出するのであれば、検討会での検討は、2003年の夏ごろまでに終了しなければならないことが見込まれた⁸⁸。

なお、今般の一連の司法制度改革に関連して、第160回国会（2004年臨時国会）までに、政府は25件の法案を国会に提出し、そのうち、24件が成立した⁸⁹。

12 裁判員制度・刑事検討会の構成とそこでの議論の概要

2001年12月17日、推進本部事務局は、その下に、司法制度改革に必要な法律案の立案等の作業のため、研究者や実務家等からなる10の検討会を設け

⁸⁸ 第2回検討会における推進本部事務局職員（発言者不明）の発言（司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第2回議事録）。

⁸⁹ 政府が提出し、成立した24件の法律は、次のとおりである（公布順、なお、括弧内は提出府省と法令番号）。司法制度改革推進法（内閣官房、平成13年法律第119号）、弁理士法の一部を改正する法律（経済産業省、平成14年法律第25号）、司法書士及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（法務省、同第33号）、学校教育法の一部を改正する法律（文部科学省、同第118号）、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（推進本部、同第138号）、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（推進本部、同第139号）、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（推進本部、平成15年法律第40号）、裁判の迅速化に関する法律（推進本部、同第107号）、民事訴訟法等の一部を改正する法律（法務省、同第108号）、人事訴訟法（法務省、同第109号）、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律（推進本部、同第128号）、担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律（法務省、同第134号）、仲裁法（推進本部、同第138号）、弁護士法の一部を改正する法律（推進本部、平成16年法律第9号）、労働審判法（推進本部、同第45号）、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（推進本部、同第62号）、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（推進本部、同第63号）、総合法律支援法（推進本部、同第74号）、行政事件訴訟法の一部を改正する法律（推進本部、同第84号）、知的財産高等裁判所設置法（推進本部、同第119号）、裁判所法等の一部を改正する法律（推進本部、同第120号）、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（推進本部、同第121号）、労働組合法の一部を改正する法律（厚生労働省、同第140号）、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（推進本部、同第151号）、裁判所法の一部を改正する法律（推進本部、同第163号）。

た⁹⁰。

推進法にいうところの「刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入」については、「刑事裁判の充実・迅速化（充実した争点整理のための新たな準備手続の創設及び証拠開示の拡充，連日的開廷の確保のための関連諸制度の整備，直接主義・口頭主義の実質化を図るための関連諸制度の在り方，裁判所の訴訟指揮の実効性を担保する具体的措置）」及び「公訴提起の在り方（檢察審査会の一定の議決に対し法的拘束力を付与する制度の導入）」の2点とともに，裁判員制度・刑事検討会（以下，特に注記のない限り，「検討会」という）で検討されるべき事項とされた。

検討会の委員としては，井上正仁（東京大学大学院法学政治学研究科教授）座長のほか，池田修（東京地方裁判所判事，その後，前橋地方裁判所長），大出良知（九州大学大学院法学研究院教授），清原慶子（東京工科大学メディア学部教授，その後，三鷹市長），酒巻匡（上智大学法学部教授，その後，京都大学大学院法学研究科教授），四宮啓（弁護士），高井康行（弁護士），土屋美明（共同通信社論説委員），中井憲治（最高検察庁検事，その後，本田守弘最高検察庁検事事務取扱（その後，宮崎地方検察庁検事正）に交代），平良木登規男（慶應義塾大学法学部教授），廣畑史朗（警察庁刑事局刑事企

なお，一定の要件の下に弁護士等の訴訟代理人の報酬について敗訴者の負担とする制度の整備を内容とする，民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案（推進本部の立案による，第159回国会閣法第65号）が提出されたが，第161回国会で廃案となっている。司法制度改革全般については，大野恒太郎「司法制度改革」法の支配136号（2005年）50頁参照。

⁹⁰ 2001年12月に設けられた検討会は次のとおりである（括弧内は，主な検討事項）。労働検討会（労働関係事件への総合的な対応強化），司法アクセス検討会（裁判所へのアクセスの拡充），ADR検討会（裁判外の紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化），仲裁検討会（仲裁法制の整備），行政訴訟検討会（司法の行政に対するチェック機能の強化），裁判員制度・刑事検討会（刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入，刑事裁判の充実・迅速化等），公的弁護制度検討会（公的刑事弁護制度の導入及び整備），国際化検討会（国際化への対応），法曹養成検討会（法曹養成制度の改革），法曹制度検討会（弁護士・検察官・裁判官制度の改革等）。その後，2002年10月2日に，事務局は，新たに，知的財産関連訴訟の充実及び迅速化を主な検討事項とする知的財産訴訟検討会を設け，検討会は，全部で11となった。

画課長、その後、樋口建史警察庁刑事局刑事企画課長に交代)の各委員により構成された。審議会でも、法曹三者から各1名ずつ委員が選任されていたが、いずれも現役を退いた弁護士であった一方、検討会では、現役の裁判官・検察官・日弁連幹部弁護士が選任されている点が特徴的である⁹¹。

なお、ここで留意しておかなければならない点は、この検討会は、何らかの政策選択を行うための会ではないとされている点である。事務局は、検討会の位置づけについて、「この検討会では、審議会の答申のようなものをおまとめいただくということをお願いするわけではございません」と明確に述べている⁹²。具体的な法案の立案作業は事務局が中心となって行うものとされ、検討会は、事務局と意見交換を行いながら、事務局と一体となって作業を進めるという方式が採られた。

なお、裁判員制度・刑事検討会を担当する事務局は、検察官出身の辻裕教参事官が担当することになり、そのほかに、検察官出身の上富敏伸参事官をはじめ、裁判官出身の安東章、検察官出身の伊藤榮二及び本田能久ならびに警察庁出身の伊藤泰充の各氏が、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案(第159回国会閣法第67号、以下、「裁判員法案」という)及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(第159回国会閣法第68号⁹³、以下、後述する同名の刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(第159回国会衆法第19号)とともに、「改正刑事訴訟法案」といい、それぞれ区別するときは、「政府案」・「民主党案」という)の立案作業等を行ったことが明らかになっている⁹⁴。

検討会は、2002年2月28日から議論を開始し、特に、裁判員制度に関して

⁹¹ 平良木委員が元裁判官であることに注目する論稿も見られる(例えば、丸田隆『裁判員制度』(平凡社、2004年)126頁など)が、平良木委員は、検討会では最高裁の主張を代弁するような発言を行わなかった。同様のことは、検察官出身の弁護士である高井委員についても、いえよう。なお、筆者は同意できないが、「検討会委員の選出基準についてまだ理解できないでいる」とするものとして、木佐茂男「日本の司法改革の成果と課題」本林徹・石塚章夫・大出良知=編『市民の司法をめざして』(日本評論社、2006年)189頁。

⁹² 第1回検討会における山崎潮推進本部事務局長の発言(司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第1回議事録)。

は、第4回、第5回、第6回、第7回、第13回、第14回、第15回、第16回、第17回、第18回、第24回、第25回、第28回、第29回、第31回で議論された。検討会は、最初に、第2回検討会（4月23日）で示された「裁判員制度・刑事検討会における当面の論点」（以下、「当面の論点メモ」という）に沿って制度設計上の主な論点について議論し（第1ラウンド、第4回から第7回まで）、次いで、第13回検討会（2003年3月11日）に事務局から示された「裁判員制度について」（以下、「たたき台」という）をもとに議論し（第2ラウンド、第13回から18回まで）、さらに、9月の集中審議で、たたき台についておさらいの議論を行い（第3ラウンド、第24回及び第25回）、最後に、第28回検討会（10月28日）で井上座長から示された「考えられる裁判員制度の概要について」（以下、「座長ペーパー」という）をもとに議論した（第4ラウンド、第28回及び第29回）。そして、最後の第31回の会合で、事務局から、「裁判員制度の概要について（骨格案）」（以下、「骨格案」という）が示された。

13 第1ラウンド：当面の論点メモ以降の議論

第1ラウンドの議論は、第2回検討会（4月23日）で示された当面の論点メモに挙げられた6つの論点について、順に展開された。

第4回検討会（2002年6月11日）では、(1)裁判官と裁判員の役割分担のあり方と、(2)合議体の構成・評決のあり方の2点について、議論された。

⁹³ 改正刑事訴訟法案は、刑事裁判の充実・迅速化を図るための諸方策の導入として、公判前整理手続の創設、証拠開示の拡充・ルール明確化、連日的開廷の確保、裁判所の訴訟指揮の実効性の担保、即決裁判手続の創設を、また、公的弁護制度の整備として、被疑者に対する公的弁護制度の導入と、弁護人の選任要件及び選任手続の整備を行うほか、少年法（少年の被疑者に国選弁護人が付された場合についての規定の整備）及び檢察審査会法の一部改正（檢察審査会制度の議決に対するいわゆる法的拘束力の付与と、檢察審査会の審査を充実させるための措置）を行うものである。

⁹⁴ 辻裕教『司法制度改革概説6 裁判員法・刑事訴訟法』（商事法務、2005年）i頁。

(1)裁判官と裁判員の役割分担のあり方に関して、裁判員が法律問題や訴訟手続上の問題に関与すべきか否かについては、関与すべきではない（裁判官のみが判断すべきである）とする意見が多かった。また、(2)合議体の構成・評決のあり方に関して、合議体の構成については、裁判官の員数を3人とすることを前提としたうえで、裁判員の員数を2人から3人とする意見が多数を占めた一方、裁判官3人を前提とせず、裁判員の員数が多ければ多いほどよいとしたうえで、合議体は最大で12人とする意見も強かった。また、評決のあり方については、評議において裁判官と裁判員が対等の権限を有する制度である以上、単純多数決とすべきとする意見が出されたのみであった⁹⁵。

第4回検討会の議事録では発言者は匿名とされていたため、どの委員がどのような発言をしたかはわからないが、新聞報道によれば、大出・四宮両委員が、裁判員の員数を多くすべきだとする一方、池田・中井両委員が、員数は限られるべきだと発言したという⁹⁶。

第5回検討会（7月10日）では、(1)裁判員の選任方法、(2)対象事件の範囲、(3)公判手続のあり方の3点について、議論された。

(1)裁判員の選任方法については、欠格事由・辞退事由を設けたうえで、選挙人名簿から無作為抽出とし、除斥・忌避の制度を設けるべきであるとする意見が多く、(2)対象事件の範囲については、法定合議事件を中心としつつ、さらに絞るかどうかを検討するという意見が多く、また、(3)公判手続のあり方については、裁判員にわかりやすくし、調書をできる限り短くするということで意見が一致したが、それを法定すべきか否かは議論が分かれた。(1)に関しては、無作為抽出したうえで、質の高い裁判を行うため、委員会を設けて裁判員として適切な者を選出する方式（選任委員会方式、理由なし忌避の制度を設けない）を主張する委員もいたが⁹⁷、「基本的に意見書が言っている、

⁹⁵ 司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第4回議事録。

⁹⁶ 読売新聞2002年6月12日朝刊。

⁹⁷ 第5回検討会の議事録では発言者は匿名とされているが、発言の趣旨から、平良木委員であると思われる。

広く一般の国民が参加する仕組みというものと相入れないのではないか」との反論が示され、他の委員の支持は得られなかった。(2)に関しては、参加する裁判員の心理的負担等も考え、組織犯罪やテロ事件等を除外すべきとする意見と、それらを除外せずに裁判員の保護策を講じればよいとする意見とが衝突した⁹⁸。

第6回検討会（9月3日）では、(1)公判手続のあり方、(2)上訴のあり方、(3)憲法との関係の3点について、議論された。

(1)公判手続のあり方に関して、鑑定をいつ行うべきか（公判手続中に鑑定を行えば審理が中断してしまうため、鑑定を準備手続で行うべきか）、公判廷で裁判官の説示を行うべきか否か、判決書にどの程度裁判員が関与すべきかなどについて、議論がなされた。(2)上訴のあり方に関しては、控訴審にも裁判員を関与させるべきか否か（控訴審は裁判官のみで行うべきか）と、差戻し審の性格を覆審とすべきか続審とすべきか（裁判員対象事件の差戻し審にも裁判員を関与させるとした場合）の2点で、意見が分かれた。(3)裁判員制度と憲法との関係に関しては、審議会は憲法問題に結論を出さなかったということがあらかじめ事務局から述べられ、司法府としての裁判所のあり方と司法参加を求められる国民の基本的な人権の2点について、議論が促されたが、この時点では、もはや国民の司法参加の制度の導入が憲法に違反すると主張する委員はいなかった。ただし、裁判所のあり方に関して、裁判官の全員または多数が無罪の意見である場合に有罪の裁判を行うことの可否をめぐっては、議論が分かれた⁹⁹。

第7回検討会（9月24日）では、中川英彦住商リース株式会社取締役副社長、長谷川裕子連合労働法制局長、岡村勲全国犯罪被害者の会代表幹事、杵淵智行警察庁刑事局刑事企画課刑事指導室長、山田幸彦日弁連司法改革実現本部副本部長、三浦守法務省刑事局刑事法制課長、今崎幸彦最高裁事務総局刑事局第一課長の7人から意見の聴取と委員との意見の交換が行われた。そ

⁹⁸ 司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第5回議事録。

⁹⁹ 司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第6回議事録。

のうち、裁判員制度の制度設計に関する意見を中心に述べたのは、中川、長谷川、山田、三浦、今崎の各氏であった。

日本経済団体連合会（以下、「日本経団連」という）が経済界代表として推薦した中川氏は、裁判員制度に対する一般の国民の反応に懐疑的なものが多いことから、「小さく産んで大きく育てる」¹⁰⁰という感覚で制度設計を目指すべきであるとし、できる限り国民の負担を減らしたうえで、当初は死刑や無期懲役を含む重罪に対象事件を限るべきであり、また、裁判員の員数を裁判官と同数またはそれ以下とすることが適切であると主張した。一方、連合の長谷川氏は、対象事件を重大犯罪に限定せず、国民の関心が高く、社会的にも影響の大きい事件をも対象とすべきとし、裁判員が主体的・実質的に関与することを確保するため、裁判員の員数はできるだけ多くする必要があり、具体的には11人または12人とし、裁判官は1人で足りると主張した。また、長谷川氏は、評決方法を全員一致とすべきとし、表現の自由に関する犯罪などを対象に、裁判員のみで評決を行う独立評決制を設けることも提案した。

山田弁護士は、裁判員の員数を裁判官の員数の3倍以上としなければならぬと主張する一方、三浦課長・今崎課長ともに、合議体は小規模なものにすべきと主張した。法務省としては、意見書が合議体の構成について小規模なものを念頭に置いているものと理解したうえで、裁判員と裁判官とが主体性を失うことなく、相互の信頼関係の下で十分なコミュニケーションをとりながら協働するため、また、多人数で構成される合議体では濃密で実質的な議論を行うことが困難であり、かつ、少人数の合議体であれば、裁判官のサポートにより裁判員がより適正な判断を行いうることから、小規模の合議体のほうが望ましいと主張した¹⁰¹。最高裁判所も、意見書が、法律専門家である裁判官と非法律家である裁判員とが、相互のコミュニケーションを通じて、それぞれの知識・経験を共有し、その成果を裁判内容に反映させる点を裁判

¹⁰⁰ 司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第7回議事録。

¹⁰¹ 法務省「裁判員制度・刑事検討会における当面の論点に関する意見」（司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第7回配布資料）7-8頁。

員制度の導入の意義としていることに照らしたうえで、裁判官と裁判員との協働作業が実質的になされるようなコンパクトな構成とすべきであるとした¹⁰²。

対象事件に関しては、今崎課長は重大な事件に限定すべきであると主張し、三浦課長は、さらに踏み込んで、法定合議事件のうち、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件に限るべきであるとの案を示した。上訴審に関しては、三浦課長・今崎課長ともに、裁判官のみによる裁判とすべきであるとの意見を述べた¹⁰³。日弁連としての意見が集約できていなかったためか、山田弁護士は、対象事件や上訴に関しては、発言しなかった。

検討会の外では、日弁連が、裁判員制度の設計構想を精力的に発表していた。

日弁連の司法制度改革実現本部は、2002年7月31日に、合議体の構成について、「裁判員が加わって（ある意味では、裁判官に代わって）一つの裁判体を構成するということを考えれば」、必ずしも、裁判官を3人とする必要はなく、1人であれば、その裁判官の意見のみで結論が左右されかねないことと、1人で評議の司会と自ら意見を述べるのを兼ねることは困難であることから、2人とすべきであるとし、また、裁判員の主体的・実質的関与という観点から、裁判員の員数を多くすべきであることから、裁判員を9人とし（死刑にあたる事件の場合は、特に重要で慎重な判断が必要であるから、12

¹⁰² 最高裁判所事務総局「裁判員制度、刑事裁判の充実・迅速化、検察審査会制度の在り方についての意見」（司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第7回配布資料）3頁。

¹⁰³ 前掲注(100)。

¹⁰⁴ 日弁連司法制度改革実現本部「「裁判員制度」の具体的制度設計要綱」（司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第7回配布資料）30-31頁。これは、季刊刑事弁護33号（2003年）175頁に所収されている。

¹⁰⁵ 一定時間経過後または何回かの評決で一致しなかった場合などに、特別多数決（4分の3以上あるいは3分の2以上）により結論を出せるようにすべきとする（前掲注(104)49頁）。

人とする)¹⁰⁴、評決について、全員一致を原則とし、一定の要件¹⁰⁵の下で特別多数決を認めるが、ただし、死刑選択は全員一致を必要とするとし、また、一定の場合に裁判員のみによる独立評決制¹⁰⁶を認め、控訴審は覆審で裁判官3人—裁判員12人とすることなどを内容とする「裁判員制度」の具体的制度設計要綱」を発表していた。

会全体の公式的な見解としては、8月23日に、(1)裁判員のは裁判官の3倍以上とすること、(2)直接主義・口頭主義を徹底すること、(3)評議・評決におけるルールを確立すること、(4)完全な証拠開示と十分な準備期間を確保すること、(5)身体拘束制度を抜本的に改革することの5点を内容とする「裁判員制度」の具体的制度設計にあたっての日弁連の基本方針」を発表した¹⁰⁷。

前者は、全71頁からなる大部なものである一方（そのほかに、要約5頁が付録されている）、後者は、A4判1枚のきわめて簡潔なものである。第7回検討会における山田弁護士の説明によれば、前者は、その内容のすべてが日弁連の案として固まったものではないが、日弁連内外で検討する素材として活用することについて承認を得たものであり、後者は、理事会で正式に決定されたものであるという¹⁰⁸。

そのほかに、11月11日、財界関係者、学識経験者、ジャーナリストなどで構成される司法改革国民会議¹⁰⁹が、合議体の構成について裁判官1人—裁判員11人とすべきとすることなどを内容とする「血の通う司法」を実現する

¹⁰⁶ 例として、準起訴手続対象犯罪、公務執行妨害、名誉毀損やわいせつの概念が争われる表現の自由に関する犯罪等と対象とし、事実認定は12人の裁判員のみで合議で、量刑はそれに加えて1人の裁判官との合議とし、独立評決制の利用は当事者の選択によるものとする制度設計案が示されている（前掲注(104)52頁）。

¹⁰⁷ 日本弁護士連合会「裁判員制度」の具体的制度設計にあたっての日弁連の基本方針（司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第7回配布資料）。これは、季刊刑事弁護33号207頁に所収されている。

¹⁰⁸ 前掲注(100)。

¹⁰⁹ 椎名武雄社会経済生産性本部副会長（日本アイ・ピー・エム株式会社最高顧問）、福川伸次株式会社電通顧問、評論家の木元教子の3人が代表を、須網隆夫早稲田大学教授が事務局長を務め、27人の運営委員で構成されていた。なお、後述する推進本部顧問会議の顧問8人のうち、佐藤幸治座長を除く7人が、国民会議でも顧問として参加していた。

ための第1回提言」をまとめ、小泉内閣総理大臣に手交した¹¹⁰。

14 第2ラウンド：たたき台以降の議論

第13回検討会（2003年3月11日）では、事務局から、たたき台が提示された。これ以降、検討会は、このたたき台をめぐって、論点ごとに議論を行うことになる。第13回では、はじめに、事務局の辻参事官¹¹¹からたたき台についての説明がなされた後に、裁判官と裁判員の員数について、委員間で議論が行われた。

たたき台では、合議体の構成について、裁判官3人－裁判員2ないし3人のA案と、裁判官1ないしは2人－裁判員9ないし11人のB案の2つが併記されていた。ここで井上座長は、2つの案のいずれを選択すべきかを議論するのではなく、裁判官の員数を議論した後に裁判員の員数を議論することにした。事務局の用意したたたき台に忠実に沿って議論するのであれば、裁判官と裁判員の各員数の組合せについて二者択一の議論を行うことになるところであるが、井上座長はそうはせずに、敢えて裁判官の員数と裁判員の員数とを別々に論ずるように議題設定をした。

最初に発言した四宮委員は、裁判官を2人とすることも許容しながらも、1人（ベテランの判事）で足りると述べた。これに対して、池田委員は、裁判官を減らす理由がないと反論し、酒巻委員は、裁判官を減らすことができるという考えの根底には、一般国民から無作為に抽出される裁判員と裁判官

¹¹⁰ 朝日新聞2002年11月12日朝刊、読売新聞2002年11月12日朝刊。なお、新聞報道によれば、合議体の構成にかかる部分は、司法改革国民会議の運営委員の1人でもある矢口洪一元最高裁長官による私案を受け入れたものであるという（朝日新聞2002年11月9日夕刊）。

¹¹¹ 検討会においては、公開する議事録に発言者名を明示すべきであると主張する委員がいたため、第10回の検討会（2002年12月10日）において報道関係者退室の下で議論をした結果、第2ラウンドの議論以降、当面の措置として（もっとも、検討会が終了するまでこの措置は維持されることになる）、発言者名を明示することとなった。これにより、第10回検討会までは、座長以外は、委員及び事務局の発言者は議事録では特定できなかったが、第11回以降特定できるようになっていた。

とを交換可能であるという発想があると指摘した。本田、平良木、樋口の各委員も、裁判官を3人とする案を支持した。

1巡目では2人とすることも考えられると述べていた高井委員は3人案を主張し、同じく1人案も検討すべきであると主張していた土屋委員も、「一人というのはかなり無理があるかなというふうに今は思ってい」と述べ、2人でも3人でもよいとの意見を示した。

大出委員は、四宮委員の見解に理解を示しながらも、3人も2人もありえると述べた後に、井上座長により踏み込んだ発言を求められて、「二人というのが好ましい」と述べた¹¹²。

なお、公務のため欠席していた清原委員は、「裁判員制度の今後の具体的な制度設計に向けた議論のたたき台について」と題する意見書を提出し、その中で、A案とB案との中間的な合議体が妥当であるとし、裁判員の員数は6人を軸にすべきとの意思を示していた¹¹³。

裁判官1人案を支持する委員はわずか1名であるということになり、2名の2人案支持者も3人案を許容し、残る5名が3人案を支持した（なお、井上座長は、この時点では自分の意見を示しておらず、また、欠席した清原委員の意見の内容は、会議の場では紹介されなかった）。裁判官と裁判員の各員数の組合せについて、A案とB案のいずれを支持するかという尋ね方をすれば、はじめに大出委員がB案を支持していたことから、裁判官1ないし2人案（B案）の支持者が1名ということにはならなかったであろうが、裁判官の員数と裁判員の員数とを分けて論じることになったために、裁判官1人

¹¹² 司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第13回議事録。

¹¹³ 清原委員は、後に衆議院法務委員会で参考人として発言した際に、「十人の検討会委員の中で、裁判官三人、裁判員六人を主張した委員は私一人であり、検討会においてはいわゆる少数派でございましたが、私としては、一定の考察から至った議論であり、自信を持って主張を続けさせていただきました。法案は、原則的な合議体の構成を裁判官三人、裁判員六人としており、これは私が提案してきたものと一致しています。まことに当を得たものであり、私はこれを強く支持したいと思います」と述べている（第159回国会衆議院法務委員会議録第10号15頁）。

案を必ずしも支持していなかった大出委員が、結果的にB案を支持しない者と数えられたのである。

ここで、裁判官は3人が妥当であるとほとんどの委員が考えていることが議事録に明記されたことの意義は大きい。これ以降の議論では、裁判官は3人が妥当であるということを前提として議論が進められ、座長ペーパーでも、裁判官を3人とすると記載されることになるからである。

次に、裁判員の員数については、酒巻委員が、評議の実効性を確保するという要請と、裁判員が主体的・実質的に裁判内容の決定に関与するという要請から、合議体はコンパクトなものでなければならないと述べたうえで、裁判官3人を前提とすれば、裁判員は裁判官と同数程度（つまり、3人程度）が望ましいと述べた。すると、四宮委員は、制度設計は意見書の基本的な思想から発想すべきであるとしたうえで、多様な民意を裁判に反映するために裁判員の員数をより多くすべきであるとし、具体的には裁判員を10人程度とするよう主張した。これに対して、審議会委員でもあった井上座長が、議事進行から離れて、審議会では、民意の反映という点では意見が分かれたということと述べたうえで、意見書では、意見書の総論部分と裁判員制度の導入に係る各論部分とが必ずしも直結していないと説明した。

その他の委員は、合議体全体で10人前後（大出委員）、裁判員につき、6人（土屋委員）、5人（高井委員）、3人あるいは4人（平良木委員）、3人（本田委員、ただし、直接は員数を述べず「裁判官と同数程度の数」と述べるにとどまった）、2人（樋口委員）とし、池田委員は、「ある程度人数の小さいところ」と述べた。

委員全員の発言が一巡した後、劣勢にたたされた四宮委員は、模擬裁判の実験例や諸外国の制度などを論拠に、裁判員を10人程度とする案を主張し、その後、井上座長との間で激しく議論を交わした。

第13回検討会では、そのほかに補充裁判員の問題を扱う予定であったが、審議時間の都合などから、それについてはほとんど議論がなされなかった。会議を終えるにあたって、四宮委員が「裁判官と裁判員の人数問題はまた議

論するという理解でよろしい」かと座長に尋ね、これに対して井上座長は「これでおしまいということではないのではないかと思ってい」との回答を引き出した¹¹⁴。

第14回検討会（3月25日）では、たたき台をもとに、(1)裁判員・補充裁判員の権限、(2)評決、(3)対象事件、(4)裁判員の要件の4つについて、議論された。

(2)評決に関しては、たたき台が単純多数決を基本として3つの案を示したのに対して、四宮委員が、被告人に不利な評決をする場合には、3分の2以上の特別多数決とすべきであるとの案を新たに提案すると、酒巻委員が直ちに、現在の裁判官による裁判の評決方法である単純多数決を変更すべき特別の理由がないと反論した。すでに1巡目で決着が付いたはずの論点であったためか、井上座長、本田・平良木両委員らが酒巻委員に同調し、四宮委員の提案に賛同する者はなかった。

(3)対象事件については、法定合議事件（ただし、刑法77条（内乱罪）及び78条（内乱予備・陰謀罪）の罪を除く）とするA案、死刑または無期の懲役もしくは禁錮に当たる罪（刑法77条の罪を除く）に係る事件とするB案、法定合議事件のうち、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のものとするC案の3案をめぐって、A案を支持する者（大出、四宮、土屋、清原の各委員）、A案かB案で決めかねる者（本田委員）、C案を支持する者（樋口委員）、B案とC案とを併用とすべきとする者（高井・平良木両委員）に分かれ、意見がまとまらなかった。国民の関心が高い事件は法定刑の重い重大な事件であるとの前提に審議会意見書は立っており、その考えに沿って、C案とすれば、対象となる件数が過少になり、多くの国民の参加が期待できなくなってしまうという点が、議論の焦点であった。また、何らかの理由により裁判員の参加する裁判の対象から事件を除外することを認める規定を設けるべきか否かについては、設けるべきではないとする四宮委員に対して、高井、

¹¹⁴ 前掲注(112)。

酒巻，本田，樋口の各委員から，現実として裁判員に危険が生ずるか否かだけでなく，警護を必要とすることにより強い心理的圧迫を感じることも自体が，公正な裁判の実現にとって問題であるとの反論が示された。土屋委員は，四宮委員に同調し，平良木委員も，消極的ながらも除外規定を設けるべきではないと主張した。

(4)裁判員の要件については，意見書は，選挙人名簿から無作為抽出した者を母体とすべきとしているところ，ある程度の人生経験や社会経験が裁判員には必要であることなどを理由に，B案（25歳以上の有権者，高井，酒巻，土屋の各委員が支持）またはC案（30歳以上の有権者，平良木委員が支持）とすべきであるとする意見が多数を占めた（本田委員は，B案またはC案としていた）。A案（単に有権者とする（すなわち，20歳以上を意味する））を支持したのは，大出，清原，四宮の各委員であった。また，四宮委員が，定住外国人に対して地方参政権を認めるべきであるとの前提で，将来的な参政権付与に期待して，裁判員の要件については，衆議院議員の選挙権を有する者ではなく，地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者とすべきと提案したが，この提案も，直ちに，刑事司法作用は国の統治権の行使であり，地方自治とは論理的に無関係であるとして，酒巻，池田，本田の各委員に反論され，最終的に，井上座長によって却下された¹¹⁵。

第15回検討会（4月8日）では，たたき台をもとに，(1)裁判員及び補充裁判員の選任と，(2)裁判員等の義務及び解任について，議論された。

(1)に関して，「心身の故障のため裁判員の職務の遂行に支障がある者」を欠格事由とすることには異論はなかったが，その判断について，事件ごとに個別に判断すべきであるという見解（四宮・大出両委員が支持）と，すべての事件につき一律の基準で審査すべきであるという見解（酒巻，高井，平良木の各委員が支持）とに分かれた。この点に関しては，四宮・大出両委員と

¹¹⁵ 司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第14回議事録。

意見が対立することの多かった池田委員が、心身に故障のある者も障害の種類や程度によって裁判員となりうる場合もあるのではないかと述べ、同じく本田委員も、結論的には後者を支持したが、前者にも理解を示した。

ここで、四宮委員が、中学校を卒業しない者を欠格事由とすることに反対した際、裁判員制度が国民主権から導出されるということが意見書の考え方であるという旨の発言をしたことに対して、井上座長が、「国民主権云々とおっしゃったところは、審議会でもかなり難しい議論のあった点で、裁判員制度を導入する趣旨として、国民主権ということからストレートには出てくるものとは必ずしも位置づけられていないということは御理解いただきたいと思います。つまり、国民主権ないし民主制と司法の本質との関係についてかなり議論があったところで、もちろん四宮委員のような考え方もありましたけれども、審議会全体としては必ずしもそういう立場に立ったわけではないということです。そこは意見書でもちゃんと書き分けているはずですので、注意深く読んでいただきたいと思います」と明確に反論している点を重視したい¹¹⁶。国民の司法参加の意義として、国民主権の原理を挙げることを認めないということが明確に示されたのが、この第15回検討会の最も注目すべき点であろう。

(1)に関しては、そのほかに、就職禁止事由や辞退事由の範囲についても、より多くの国民の参加を企図してできるだけ制限的に規定すべきとする委員と、制度の趣旨から考え一定の規定を要するとする委員とが対立し、また、参加する裁判員の質を確保するため、平良木委員から、選定委員会方式¹¹⁷が

¹¹⁶ 司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第15回議事録。

¹¹⁷ 平良木登規男「裁判員選任の手續について」（司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第15回配布資料）。平良木教授は、裁判員の質の確保が重要であるとの観点から、そもそも、民事の調停手続における調停委員の選任の方法と同様に、自薦・他薦を前提にすべきであるが、ただし、意見書と平仄を合わせるとすれば、無作為抽出をしたうえで、一定の段階に、法曹三者と有識者により構成される選任委員会が、裁判員候補者について面接または書類選考をしたうえで、選定するべきであるとする。また、具体的な選任にあたっては、性別、年齢構成、職業等について均衡をとるよう考慮すべきとし、専断的忌避を認めないものとするべきとする。

提唱されたが、これに対しては、酒巻、高井、本田、大出、四宮の各委員が一斉に反発し、委員自身が撤回した。検察官及び弁護人に対する裁判員候補者の事前の情報開示を制限的にすることと、裁判員候補者に対する質問手続に被告人の立会いを原則として不要とすることについては、反論もあったが、大多数の委員が支持した¹¹⁸。

第16回検討会（4月25日）では、たたき台をもとに、公判手続等の全体、弁論の分離・併合、公判期日の指定、裁判員の宣誓と裁判官の教示、裁判員の更新、証拠調べ手続等について、議論された。

冒頭で検事である本田委員から、裁判員制度下では、調書に頼らずに、法廷での証人による証言中心の立証方法に転換しなければならないとする意見が述べられ、迅速でわかりやすい立証を心がけることについては、法曹三者で意見が一致した。争点となったのは、供述調書の作成状況の立証方法であったが、本田委員が、検察庁において、取調べ過程の記録（書面化）、被疑者段階での公的弁護制度の導入、実況見分における犯行再現ビデオの録画などを検討しているとの説明がなされた。これに対しては、弁護士である四宮委員から、「取調べ過程のビデオ録画というようなものも……是非、検討対象の一つとして、御検討いただきたい」との要望が出された¹¹⁹。

第17回検討会（5月16日）では、報道関係諸団体からの説明の聴取の後、委員との意見の交換がなされた。説明者は、遠山叡日本新聞協会人権・個人情報問題検討会幹事、雨宮秀樹日本雑誌協会編集倫理委員会委員長、石井修平日本民間放送連盟報道問題研究部会長で、3者の意見は、大要、(1)報道の自由（表現の自由）に配慮した制度設計をすべき、(2)裁判員等の個人情報すべて非公開とすべきではない、(3)裁判員であった者に対してまで接触を禁

¹¹⁸ 前掲注(116)。

¹¹⁹ 司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第16回議事録。

止すべきではない、(4)裁判の公正を妨げる行為として、裁判員等に偏見を与えうる報道を制限する規定を設けるべきでない(報道機関の自主規制に委ねるべきである)、(5)裁判員等の守秘義務の範囲を明確化し、より狭めるべきであるという点で、基本的には共通していた¹²⁰。

第18回検討会(5月20日)では、たたき台をもとに、(1)判決書等、(2)控訴審、(3)差戻し審、(4)罰則、(5)裁判員等の個人情報の保護の5つについて、議論された。

(2)控訴審に関しては、裁判官のみで行うことを前提に議論がなされ、裁判員が参加した第1審の判断を控訴審はできるだけ尊重すべきであるということに異論はなかったものの、具体的には、破棄の場合には、原則として差し戻すべきか否か、破棄理由を加重すべきか否か、そして、それらを法定すべきか、それとも、運用に任せるかについて、議論が分かれた。たたき台では、控訴審にも裁判員を参加させるという案が示されていたが、支持する委員はいなかった。

(4)罰則に関して、現に裁判員である者や裁判員であった者が評議の経過を述べたり、自分の意見を述べることについて、秘密漏洩罪として、有期の懲役または罰金に処するものとするたたき台の案を支持する意見と、裁判員が自分の意見を述べることを認めるべきとする意見(大出委員)や裁判中と裁判終了後とで分けて考えるべきとする意見(四宮・土屋両委員)とが衝突した。基本的には、秘密漏洩罪を設けることそのものについては、反対する委員はおらず、どのような制度設計とするかが争われた。酒巻・平良木両委員は、評議の秘密が裁判の内容・公正さに対する信頼と裁判の独立を確

¹²⁰ 司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第17回議事録。なお、日本新聞協会の意見の趣旨は、日本新聞協会「裁判員制度に対する見解」、日本民間放送連盟の意見の趣旨は、社団法人日本民間放送連盟報道委員会「裁判員制度と取材・報道との関係についての意見」を参照(いずれも、司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第17回配布資料)。また、雨宮氏からは、「報道の自由を脅かす「裁判員制度」の問題点」と題するペーパーが配布された。

保するためにきわめて重要なものとしたうえで、たたき台の案を支持し、本田、池田、樋口の各委員もほぼ支持した。

(5)裁判員等の個人情報保護に関しては、氏名以外の個人情報を公開せず¹²¹、また、何人も裁判員を特定する情報を公開してはならないとするたたき台の案に関連して、個人を特定しない性別や年齢、職業等については公表してもよいとする意見（四宮委員）や、本人の了解があれば公表できるとすべきとする意見（高井委員）などが示された。議論の冒頭で、土屋委員が、報道に関する事項について、たたき台が罰則を設けず、訓示規定としている点を評価したうえで、制度設計にあたっては、報道機関の自主的対応に期待するよう求めた。裁判中の裁判員等への接触については、これを制限すべきとすることにほとんど異論はなかったが、裁判員であった者に対する接触規制の可否については、議論が分かれた。裁判の公正を妨げる行為の禁止については、たたき台では、何人もこのような行為をしてはならないとしたうえで、特に報道機関に対して、裁判員等に偏見を与えうる報道をしてはならないとする規定を設けることとしていたが（いずれも、違反に対する罰則はない）、高井・酒巻両委員がこれを支持したのに対して、土屋委員が強く反対し、四宮・大出両委員も土屋委員に同調した¹²²。

日弁連は、5月30日、推進本部で議論されているたたき台に対して、「裁判員制度「たたき台」に対する意見」を公表した。そこでは、(1)裁判員の員数は9人以上（具体的には、9ないし11人）とし、裁判官の員数は1または2人とする（たたき台のB案に賛成する）、(2)評決は全員一致を原則とし、一定要件の下で特別多数決を認めるが、ただし、死刑選択は全員一致を必要とすること（たたき台のA・B・C案すべてに反対する）、(3)直接主

¹²¹ 裁判員の氏名の公開の意義については、大出委員と辻参事官との間の質疑応答によれば、裁判員の氏名の掲載されている裁判書を刑事確定訴訟記録法により閲覧できるという趣旨であって、積極的に裁判員の氏名を公表するという意味ではない。

¹²² 司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第18回議事録。

義・口頭主義の原則に忠実な証拠調べとすること、(4)取調べ状況の適正化と可視化(取調べ全過程の録音・録画)を実現すること、(5)完全な証拠開示と十分な準備期間を確保すること、(6)身体拘束制度を抜本的に改革することなどを主張した¹²³。

裁判員等の権限、裁判員の選任の際の忌避理由、裁判員候補者名簿の作成、裁判員候補者の召喚、裁判員の日当・補償、裁判員・裁判員候補者等の義務、公判手続等の規定などについては、基本的にはたたき台の案に賛成しており、対象事件については、たたき台のA案を支持し、裁判員の欠格事由・就職禁止事由については、たたき台の案に沿ったうえで、より限定的な規定を求めた。控訴審のあり方については、覆審とし、裁判官3人-裁判員12人の合議体により審理・裁判すべきであると提案するが、たたき台のB案(裁判官のみの審理・裁判とするが、訴訟手続の法令違反と法令適用の誤りのみについて自判できるものとし、量刑不当や事実誤認については自判できないものとする)について、被告人に有利な判決をする場合には自判できるものとするよう修正すれば、B案に反対しなかった。罰則に関しては、裁判員等の不出頭等と裁判員等に対する請託罪等について、たたき台の案に賛成するほかは、秘密漏洩罪について、懲役刑を削除し罰金刑のみとし(法定刑の上限を下げ)、裁判員等威迫罪について、懲役刑に罰金刑を加え(法定刑の下限を下げ)、裁判員候補者の虚偽回答罪等について、過料のみとする(刑罰(罰金刑)を削除する)など、より規制的でない制度設計とするよう求めた。裁判員等の個人情報の保護については、本人の了解があれば、その氏名・住所等を公表してもよいとし、裁判員等への接触の規制については、裁判員としての任務終了までの期間に限定すべきであるとした。裁判員の要件¹²⁴と裁判

¹²³ 日本弁護士連合会「裁判員制度「たたき台」に対する意見」。これは、季刊刑事弁護35号(2003年)193頁に所収されている。

¹²⁴ 普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者とすべきであるとする(前掲注(123)7-8頁)。

¹²⁵ 裁判の公正を妨げる行為を禁止する規定を設けないとすべきであるとする(前掲注(123)37頁)。

の公正を妨げる行為の禁止¹²⁵については、たたき台の案に明確に反対するとした。

15 第3ラウンド：おさらいの議論

第3ラウンドは、同じく、事務局の作成したたたき台に基づき、「おさらいの議論」¹²⁶がなされた2日間である。

第24回検討会（2003年9月11日）では、裁判官と裁判員の人数、裁判員・補充裁判員の権限、評決、対象事件、裁判員の要件、欠格事由、就職禁止事由、辞退事由、裁判員候補者の召喚、質問手続について、また、第25回検討会（9月12日）では、裁判員等の義務及び解任、公判手続等、控訴審、差戻し審、罰則、裁判員の保護及び出頭確保に関する措置について、再び議論が行われたが、やはり、各論点についての委員の意見分布は大きく変わらなかった。

この2回のおさらいの議論では、議論は深まったとはいえるが、各委員とも自説を主張するのみで、意見がまとまる気配はなかった。

ところで、推進本部には、本部そのもの（内閣総理大臣とその他の国務大臣により構成される）、事務局、11の検討会のほかに、司法制度改革の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について審議し、本部長（内閣総理大臣）に意見を述べるため、有識者8人でつくる顧問会議が置かれていた（司法制度改革推進本部令1条）。この会議は、審議会の会長を務めた佐藤幸治座長（京都大学名誉教授・近畿大学法科大学院長）、奥島孝康（早稲田大学総長、その後、同学事顧問）・佐々木毅（東京大学総長）両座長代理のほかに、今井敬（経済団体連合会会長、その後、日本経団連名誉会長）、大宅映子（評論家）、小島明（日本経済新聞社論説主幹、その後、同社論説特

¹²⁶ 井上座長による表現である（司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第24回議事録）。

別顧問・日本経済研究センター会長)、笹森清(連合会長)、志村尚子(津田塾大学学長)の各顧問から構成された。11の検討会の人選と比較して考えると、検討会の構成員が、各分野における専門性を重視して人選がなされた¹²⁷と考えられる一方、顧問会議の構成員は、審議会との連続性を維持するために顧問に任命された佐藤教授を除き、専門性が期待されて任命された者は見られない。むしろ、各界の有識者の代表を集めて、大所高所からの意見を開陳してもらうことが求められたのではなかろうか。

この会議は、同じく推進本部に置かれた検討会とは異なり、政令に根拠をもつ機関であり、また、佐藤座長は、第1回顧問会議において、「最終意見書及び改革推進法が忠実に実現されるように……見守り監視していく」役割をもつと位置づけている¹²⁸。

顧問会議は、2002年1月18日の第1回会議以降、推進計画や司法制度改革関連法案の検討などを行っていた¹²⁹。もともと、個別の具体的な政策については、事務局及び検討会の専門性を尊重し、専ら議論を見守ることとし、詳細な議論を積極的に行うことはあまりなかった。しかしながら、裁判員制度については、その傾向性は、やや異なっていた。

第13回顧問会議(2003年9月18日)において、笹森顧問は、検討会の議論

¹²⁷ 検討会の委員が各分野における専門性を重視して選任された点について、笹森顧問は、第14回顧問会議(12月5日)で、「検討会のメンバーが専門家に偏っている」から、一般国民の意見が検討会に反映されないと述べている(それに対して、井上検討会座長は、委員の過半数が非法律家であった審議会によって制度の基本構想が策定され、また、検討会での専門家同士での議論であっても、パブリック・コメントなど各層からの意見を十分に参酌しており、専門家同士の議論であれば絶対に一般国民の視点に立った議論ができないとの批判は失当であると反駁している(司法制度改革推進本部顧問会議第14回議事録))。なお、筆者は同意できないが、専門家集団である推進本部事務局によって司法制度改革の理念が換骨奪胎されるので、顧問会議に実権を与えるべきであると述べるものとして、中坊公平「私の視点・司法改革 国民の手に取り戻さねば」朝日新聞2002年6月28日朝刊、同「論点・司法改革の原点を忘れるな」読売新聞2002年7月18日朝刊。

¹²⁸ 司法制度改革推進本部顧問会議第1回議事録。

¹²⁹ 特に顕著な顧問会議の活動としては、「国民一人ひとりが輝く透明で開かれた社会を目指して」と題する提言を発表したこと(2002年7月5日)が挙げられる。

では裁判官3人論が多かったことを指摘したうえで、現状の3人を固定して考えるのは「少し改革の方向性と違う」として、同氏としては裁判官は1人がよいと考えたと述べ、「もし検討会でだめなら、顧問会議で」裁判員制度の方向性について議論を行うことを提案した¹³⁰。これを受けて、佐藤座長は、議論状況の報告を検討会に求めたいとの考えを示し、山崎事務局長が検討会での議論の様子を見るよう促したものの、佐藤座長の考えは変わらず、細かな専門・技術的な事項には立ち入って議論しないが、制度の具体的骨格については理念と直結する問題でもあるとして、井上検討会座長の報告を求めることとなった。

検討会の外では、自民党の司法制度調査会が、裁判員制度と国民の司法参加のあり方に関する小委員会を設け（長勢甚遠衆議院議員を委員長とする）、2003年5月16日以降、週1回のペースで議論を進めていた¹³¹。

小委員会は、9月26日に中間取りまとめを公表した。基本的な視点としては、制度導入の意義を踏まえたものであること、現行制度の長所を損なうものでないこと、円滑な導入が可能なものであることの3点を挙げたうえで¹³²、裁判官の員数について、3人とすべきとする意見と3人よりも少なくともよいとする意見とを併記し、「これらについてはなお議論を尽くす必要がある」とし、また、合議体全体の規模を10人に至らない程度とすると、裁判員の員数は、2人から6人までとなるが、具体的には「更に検討することとする」とした¹³³。

¹³⁰ 司法制度改革推進本部顧問会議第13回議事録。

¹³¹ 自由民主党政務調査会司法制度調査会裁判員制度と国民の司法参加のあり方に関する小委員会「裁判員制度と国民の司法参加のあり方に関する小委員会中間取りまとめ」（2003年）18-20頁に、中間取りまとめまでの会合の内容が掲載されている。

¹³² 前掲注(131)3-4頁。裁判員制度の意義として、「国民が主体的に司法の運営に参加することにより、国民の公共精神の涵養につながることも期待される」としている点に注目したい（3頁）。

¹³³ 前掲注(131)10頁。

第28回検討会は、当初、10月10日に予定されており、そこで、事務局から、制度の骨格案が提示されることとなっていた。裁判員の員数については議論が分かれていたものの、裁判官の員数を3人とするだけでは検討会委員の合意がほぼ得られており、少なくとも裁判官の員数を骨格案で示すことも可能であるはずだった。しかしながら、自民党小委員会が中間取りまとめを公表したところ、裁判官の員数についてすら、自民党内で意見を集約できていないことが判明した。

しかも、10月10日、衆議院が解散され、国会議員が総選挙に向けて専心せざるを得なくなり、自民党内での議論は中断した。

結局、推進本部事務局は、現時点では、各方面における議論の状況を踏まえてなお検討が必要であり、制度の骨格案を提示するのは時期尚早であると判断し、10日と17日の会議を延期した¹³⁴。

なお、2003年11月9日の第43回衆議院議員総選挙では、年金制度改革が最大の争点となったが、各政党の選挙公約を見る限り、司法制度改革は、まったく選挙の争点とはならなかった。

16 第4ラウンド：座長ペーパー以降の議論

第28回検討会（2003年10月28日）では、井上座長が、試案として座長ペーパーを示すこととなった。与党の中で合意形成が十分に図れていない以上、推進本部事務局が特定の制度設計構想を骨格案として発表すれば、もしその後形成されることになる与党の制度設計案との間に齟齬が生じた場合に、制度を推進することが困難になることが見込まれる。そこで、事務局ではなく、座長個人が示した試案という形式で発表することにより、不要な混乱を避ける意図があったのであろう。

座長ペーパーは、「これまでの本検討会での議論及びその素材となった「た

¹³⁴ 読売新聞2003年10月22日朝刊。

たき台」を踏まえ、座長の立場から、現段階において考えられる制度の概要の一例を取りまとめたものであり、本検討会をはじめ各方面において議論をさらに深めていただくための素材を提供するという趣旨でお示しするものである」と断り書きがなされたうえで¹³⁵、たたき台の文面に、複数の意見がある論点について意見の集約ができた部分を赤字で加筆したものであった。

合議体の構成については、裁判官3人—裁判員4人とするものとするとの文の後、「ただし、検討会における議論を踏まえると、5人ないし6人とすることも考えられるので、なお検討を要する」と書き加えられていた。

評決は、単純過半数で裁判を決するものとし、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見によらなければならないものとするとした。

対象事件については、(1)死刑または無期の懲役もしくは禁錮に当たる罪（ただし、刑法77条の罪を除く）に係る事件、または、(2)法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のものとし、裁判員またはその親族の身体・財産に害を加え、または生活の平穩を著しく侵害する行為がなされるおそれがあることその他の事情により、裁判員に公正な判断を期待することができない状況があると認めるときは、裁判官のみの裁判とするという除外規定を設けることとした後、「とすることが考えられるが、更に検討するものとする」とする文言が付記されていた。

裁判員の要件は、衆議院議員の選挙権を有する者であって、25歳以上の者とし、「心身の故障のため裁判員の職務の遂行に支障がある者」を欠格事由の1つとすることにした。

控訴審は、事後審として、原判決の瑕疵の有無を審査する現行どおりとするとされた。

裁判の公正を妨げる行為の禁止に関しては、たたき台の「ア 何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめる行為そ

¹³⁵ 井上正仁「考えられる裁判員制度の概要について」（第28回司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会配布資料）1頁。

の他の裁判の公正を妨げるおそれのある行為を行ってはならないものとする。

イ 報道機関は、アの義務を踏まえ、事件に関する報道を行うに当たっては、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめないように配慮しなければならないものとする」という文言について、イの一文をかぎ括弧で括り、「との点については、報道機関において自主的ルールを策定しつつあることを踏まえ、更に検討するものとする」と注記することにした¹³⁶。

座長ペーパーは、検討会での議論の趨勢を踏まえたうえで、争点となっている事項について、検討会の委員の多数の支持した案を本案として記載するものであったが、前述のとおり、断定的な表現を避け、なお検討を要することとするとした点が多く見られた。

第28回検討会とそれに続く第29回検討会（11月11日）では、この座長ペーパーをもとに議論が行われたが、委員の意見は取りまとめられるどころか、座長ペーパーの示す案に反対する委員が、ますます主張を強固にし、座長ペーパーの示す案に賛成する委員との間で激しく議論を交わした。

第28回検討会では、裁判官の員数、裁判員の員数、評決、対象事件、事件の性質による対象事件からの除外について、議論された。合議体の構成については、座長ペーパーが裁判員の員数を3人とするとしていたのに対して、四宮委員をはじめ座長ペーパーの案に反対する委員は、1ないし2人とすべきであるとする意見を述べ、その他の論点についても、井上座長の司会の下、ときには、事務局の辻参事官も参加しながら、議論を展開していった。井上座長は、座長ペーパーを提出して以降、これまでのように議事進行に専心するのではなく、自ら座長ペーパーを支持する発言主体に変わった。しかしながら、いくら議論を尽くしても、焦点の合議体の構成についての各委員の意見に変化は見られず、意見の集約はなされなかった。

¹³⁶ 前掲注(135) 15頁。

第29回検討会では、刑事裁判の充実・迅速化と合わせて、理由なし忌避ができる数、裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置、証拠調べ手続等、裁判員等の秘密漏洩罪について、議論された。裁判の公正を妨げる行為の禁止に関しては、土屋委員が、報道機関団体の自主ルールの作成の取組状況を報告し、裁判の公正を妨げる行為を禁止する規定を削除するよう呼びかけたが、この点に関する各委員の意見も変わらなかった。

結局、一定の方向性を示した座長ペーパーに基づく議論は、意見の集約がなされないままに、第29回の検討会をもって、一旦中断することとなった¹³⁷。

一方、第14回顧間会議（12月5日）では、井上検討会座長による検討会での議論状況の報告の後に、笹森顧問が、座長ペーパーが総選挙に伴う政治の空白の期間に出されたとして、その提出の時期を批判したうえで、座長ペーパーのいう合議体の構成について、「今の裁判官に対して、そのままの数でいいのではないかと、ちょっと付け足しをして一般的な市民をそこに入れていいのではないか」ということで「国民の……ささやかな関与でもってお茶を濁す」ものであり、「もし、この数でやるならば、私はこんな裁判員制度は作らない方がもっとましではないかと率直に思っております」と述べた。座長ペーパーに対する笹森顧問の批判は、守秘義務や罰則の問題についても及んだ。もっとも、笹森顧問自身も、「この回顧間会議で、そうは言っても数まで合意するということはできない」と自覚しており、制度の理念について合意を形成することを望むというものの、その主張はきわめて先鋭的であり、さらには、「でき得れば座長試案〔筆者注：座長ペーパーのこと〕を一度白紙に戻していただいて、原点に戻って検討を最初からスタートし直していただきたい」と発言した。これは、検討会でのこれまでの議論を全否定せよと命ずることに等しかったが、そのようなことを行う時間がないことは明らか

¹³⁷ 第30回検討会（12月10日）は、検討会の他の議題である刑事裁判の充実・迅速化と検察審査会制度について議論され、裁判員制度については取り上げられなかった。そのため、裁判員制度の制度設計のための実質的な議論は、第29回検討会が最後となった。

であった。それに続いて、奥島顧問も、「ぜひとも裁判員制度の場合は、……3倍程度の人数を裁判官と裁判員との間の比率でお考えいただけないか」と同調した¹³⁸。

これに対して、井上検討会座長は、座長ペーパーを示した意義について、検討会ですでに2巡議論をしたので、それをもとに、事務局から骨格案を示してもらい議論を進めようとしたところ、政党などでの議論がより本格的になってきたという状況もあり、事務局が骨格案を出すのは時期尚早であると判断したものの、検討会としては、議論を進めなければならないということから、座長として、考えられる例の1つを示したものであると述べ、あくまで議論のたたき台であるというその位置づけを説明し、各顧問の理解を求めた。さらに、井上検討会座長は、「あくまで意見書の理念に基づいて、そこに示された一定の制度枠組みを前提に、それをさらに具体化する方向で議論してきた」と述べたうえで、裁判員の員数を4人とすることが「付け足し」あるいは「お茶を濁している」と顧問から評価されるのは心外であると反駁した¹³⁹。

佐藤座長は、「顧問会議でこうだと人数を決めてしまうということはやや適当ではない」として、笹森顧問に対して納得を引き出そうとするが、笹森顧問は、なおも首肯しなかった。そして、笹森顧問は、現在の裁判に「不具合」があると述べ、座長ペーパーの案に反対する検討会委員も表立って主張することのなかった裁判の現状に対する批判を始めた。これに対して、井上座長は、笹森顧問の前提とする理解そのものが、基本的には適正に機能しているとする現在の裁判に対する審議会ないし検討会の議論の前提と異なっていることを指摘し、意見書の趣旨を改めて解説したうえで、検討会はその趣旨に沿って議論を進めていると反論した。同様に、裁判官と裁判員とが対立・対抗する関係にあるという笹森顧問の理解に対して、意見書はそのような考えに立っていないと反駁し、「検討会での議論では、裁判員が裁判官に

¹³⁸ 司法制度改革推進本部顧問会議第14回議事録。

¹³⁹ 前掲注(138)。

よって押しつぶされるとか、そこまでの見方はなかった。基本的な物の見方が異なるのかもしれませんが、少なくとも検討会では、そこまでの御意見を持つ方はおられなかった」と厳しく反論した¹⁴⁰。

佐藤座長は、他の検討会に係る問題については、意見集約が図れたとして、ペーパーを作成し顧問会議としての意思を確定させていたが、裁判員制度については、顧問会議としての意見を集約することはできなかった。

検討会の外では、裁判員制度の制度設計をめぐる各政党の議論が本格化していた。

民主党は、12月4日、江田五月司法改革WT座長（参議院議員）及び千葉景子「次の内閣」法務大臣（参議院議員）の連名で、「裁判員制度設計に関する考え方」を発表した。合議体の構成は、裁判官1ないし2人（ロークラーク的な役割を担う判事補1人含む）－裁判員10人前後とし、評決は、3分の2の特別多数決によるものとし、対象事件の取材・報道のあり方については報道機関の自主規制に委ねることとした。裁判員となることを国民の義務として明記した点と、国民が参加しやすくするために育児・介護の支援を行うことと、義務教育段階から法教育の充実を図ることとした点が特徴的である¹⁴¹。

公明党は、11日、「裁判員制度設計についての提言」として、制度設計に関する基本的な考え方を明らかにし、16日、浜四津敏子代表代行（参議院議員）、井上義久政務調査会長（衆議院議員）、荒木清寛法務部会長（参議院議員）、魚住裕一郎司法制度改革プロジェクトチーム座長（参議院議員）、漆原良夫衆議院議員らが、法務省で野沢法務大臣に手交した。公明党は、合議体の構成は、裁判官2人－裁判員7人とし、裁判員の年齢要件は、裁判員制度が国民主権の原理に基づく制度であるから、国会議員の選挙権を有する20歳

¹⁴⁰ 前掲注(138)。

¹⁴¹ 「裁判員制度設計に関する考え方」（2003年）。なお、「裁判員制度」各党はこう考える！」法学セミナー増刊 Causa11号（2004年）57頁も参照。

以上とし、対象事件は、法定合議事件（文書犯罪など国民の判断に委ねるまでもないものを除き、また、それ以外の除外すべき罪についても検討していくとする）とし、守秘義務違反に対する罰則としては、罰金のみとし、偏見報道に関しては、報道機関による自主規制に委ねるものとした。育児・介護の援助、裁判員の義務の延期・辞退、公判手続に関して取調べ状況の可視化（録画）について提案した点が特徴的である¹⁴²。

自民党司法制度調査会の裁判員制度と国民の司法参加のあり方に関する小委員会は、12日、裁判官3人－裁判員4人程度とする案を固め、16日、「裁判員制度のあり方について（裁判員制度と国民の司法参加のあり方に関する小委員会検討結果）」と題して、発表した。検討会で争点となった各論点については、おおむね座長ペーパーの立場と同じであった¹⁴³。後述する議論との関連でいえば、合議体の構成は、全体で10人に至らない程度とし、具体的には、裁判官3人－裁判員4人程度とし、裁判員の年齢要件は、裁判官とともに司法権の行使に直接関与するという職務の性格を考慮すると、衆議院議員等の被選挙権を得る25歳以上とし、対象事件は、死刑または無期の懲役もしくは禁錮にあたる罪の事件と、法定合議事件であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件とし（テロ事件や組織的犯罪などを除外する）、守秘義務違反に対しては、罰則を設けることとし（どのような刑罰にするかは明言しない）、偏見報道に関しては、「法律上の措置を講ずることが適当であるかどうかについては、様々な意見があるが、言論の自由、報道の自由に配慮して慎重に対処すべきことであることや、報道機関が公正な裁判の確保の趣旨に照らした自主的取り組みの努力をしていることにもかんがみ、当面、法律上の手当は行わないこととする」とした¹⁴⁴。

さらに、日弁連も、12月11日、「裁判員制度及び刑事裁判の充実・迅速化

¹⁴² 「「裁判員制度」各党はこう考える！」法学セミナー増刊 Causa11号58頁。

¹⁴³ 「裁判員制度のあり方について（裁判員制度と国民の司法参加のあり方に関する小委員会検討結果）」（2003年）。

¹⁴⁴ 前掲注(143)17頁。

に関する意見書」を公表した。この意見書における日弁連の主張の要点は、(1)合議体の構成を裁判官は1ないし2人—裁判員は9ないし11人とすること、(2)評決は全員一致とし、一定要件の下で特別多数決によることを認めるが、死刑選択は全員一致とすること、(3)裁判員の要件は地方公共団体の議員の選挙権を有する者とすること、(4)裁判員等の守秘義務の範囲と期間を限定することと、その違反に対する罰則は罰金刑のみとすること、(5)取調べ状況の可視化を必要とすること、(6)裁判員等に対する接触の規制を任務終了までとすること、(7)裁判の公正を妨げる行為の禁止や報道規制の規定を削除することなどであり¹⁴⁵、基本的には、「裁判員制度「たたき台」に対する意見」(5月30日)や「司法制度改革推進本部たたき台「刑事裁判の充実・迅速化について」に対する意見書」(8月22日)と同一内容のものであって、日弁連が、たたき台・座長ペーパーが公表されて以降、公式には、一切主張を変更しないとの意思を示すものであった。

17 政治決着

各政党等が具体的な制度設計案を次々と発表するなかで、与党内では、制度設計をめぐる妥協点を模索するべく議論が展開されていた。

一般に、自民・公明両党の政策調整機関は、両党幹事長などによる協議会(年金、税制、教育基本法など)と、両党政務調査会長などによる実務者中心の政策責任者会議(安全保障、災害対策など)があるが、司法制度改革は、後者の形式で議論された。具体的には、政策責任者会議の下部組織として、自民党の保岡興治衆議院議員を座長とする司法制度改革のプロジェクトチームが設けられた¹⁴⁶。

先述のとおり、合議体の構成について、自民党は、裁判官3人—裁判員4人程度を主張し、公明党は、裁判官2人—裁判員7人を主張した。また、そ

¹⁴⁵ 日本弁護士連合会「裁判員制度及び刑事裁判の充実・迅速化に関する意見書」(2003年)。

¹⁴⁶ 読売新聞2004年1月27日朝刊。

のほかに、裁判員の年齢要件（自民党は、25歳以上とする、公明党は、20歳以上とする）、対象事件の範囲（原則として、自民党は、死刑または無期の懲役・禁錮にあたる罪の事件と、法定合議事件のうち故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものとする、公明党は、法定合議事件とする）、裁判員の守秘義務の範囲とその違反に対する罰則（自民党は、評議経過を範囲に含め、違反に対しては、懲役刑または罰金刑とする、公明党は、評議経過を範囲から外し、各裁判員の意見のみを秘密とし、違反に対しては、罰金刑のみとする）などの点で、両党の意見は異なっていたが、偏見報道を禁止する規定を設けるべきではないとする点では、意見は一致していた。

新聞報道によれば、2003年12月18日に、第1回の与党政策責任者会議が開催されたが、年内の与党合意を求める政府幹部に対して、与党側が難色を示したという¹⁴⁷。また、2003年末に、事態の打開を図ろうとする自民党側が、裁判官について現行の3人を維持する一方、裁判員の員数を5人または6人とする2案を非公式に打診したという¹⁴⁸。さらに、2004年1月に入ってから、自民党が公明党に対して裁判員6人案を提案したという¹⁴⁹。

新聞報道では、2004年1月7日のプロジェクトチームの会議で、座長ペーパーでは設けることとされていた偏見報道を禁止する規定を設けないことが決まり¹⁵⁰、12日の会議で、公判中は裁判員へ接触することを原則として禁止する（終了後も守秘義務に係る事項を知る目的での接触を禁止する）が、その違反に対しては罰則を設けないことと、裁判員本人が認める限り裁判終了後は接触を禁止しないことが合意されたという¹⁵¹。

プロジェクトチームの会議の過程で、自民・公明両党は、裁判員に対する接触の規制や裁判の公正を妨げる行為の禁止などに関して次第に合意して

¹⁴⁷ 読売新聞2003年12月26日朝刊。

¹⁴⁸ 前掲注(146)。

¹⁴⁹ 読売新聞2004年1月24日朝刊、前掲注(146)。

¹⁵⁰ 朝日新聞2004年1月8日朝刊。

¹⁵¹ 朝日新聞2004年1月13日朝刊。

いったが、裁判員制度導入の理念とも関連する合議体の構成については、意見をまとめることができなかつた。裁判員を6人とすることについて自民党は許容しているので、焦点は、裁判官の員数について、現行のまま3人とするか（自民党）、2人とするか（公明党）のみであった。

2004年1月中旬の時点で、日弁連は、裁判官1ないし2人－裁判員9ないし11人とすべきとする主張を撤回しておらず、公式には、裁判員を6人とする案を認めてはいなかった。しかしながら、新聞報道によれば、公明党案に考え方が近かつた日弁連の一部幹部が、自民党の提示した裁判官3人－裁判員6人案を容認する動きを見せたため¹⁵²、かえって、公明党が態度を硬化させたという。そのため、1月20日、21日に予定されていたプロジェクトチームの会議は流会した¹⁵³。

司法制度改革推進本部の設置期限は2004年11月30日であり¹⁵⁴、残る国会は、開会中の第159回国会（2004年通常国会）か、同年秋に開会される予定の臨時国会しかなかった。法案の成文や内閣法制局の審査など一連の法案作成作業に費やす時間を考慮すると、与党合意の期限は、当初、1月23日（金曜日）とされていたという¹⁵⁵。また、23日には決着がつかず、土・日曜日をはさみ、26日ないし27日との見方もあったという¹⁵⁶。

¹⁵² 朝日新聞の山口進記者によれば、14日から15日にかけて、大川真郎日弁連事務総長側から、16日の同会の正副会長会議で、証拠開示や取調べ状況の可視化など刑事手続改革について法曹三者で協議会を立ち上げ、日弁連の主張も取り上げさせることを条件として、裁判官3人－裁判員6人を容認して公明党を軟化させようという案が持ち上がった。しかし、複数の有力な副会長が猛反発したため、田中敏夫・尾崎純理の両副会長と話し合った本林徹日弁連会長は、決議を断念し、理事会で、与党協議は従来の日弁連の主張ではまとまらないという客観情勢を説明した後、執行部にフレキシビリティを持たせてほしいということでの了承を取り付け、前後して日弁連執行部が公明党関係者を回り始めたという（山口進「法案制定に向けての審議事情」法学セミナー49巻4号（2004年）60頁）。

¹⁵³ 朝日新聞2004年1月21日朝刊。

¹⁵⁴ 司法制度改革推進法16条。

¹⁵⁵ 朝日新聞2004年1月27日朝刊。

¹⁵⁶ 読売新聞2004年1月27日朝刊。

新聞報道によれば、1月25日夜、自民党の長勢甚遠・与謝野馨の両衆議院議員と、公明党の魚住裕一郎参議院議員・漆原良夫衆議院議員の4人が、非公式に集まり、寺田逸郎法務省司法法制部長が加わり、翌26日午前1時半まで、会議を行った。ここで、公明党側が、裁判官3人－裁判員6人案を認める代わりに、被告人が公訴事実を認めている場合で、検察官と被告人・弁護人に異議がないときに、裁判官1人－裁判員4人による審理を認める案を提示したという¹⁵⁷。

ただし、その日の非公式の会議では、両党の合意は得られず、与党政策責任者会議の座長であった保岡興治自民党司法制度調査会長と、冬柴鐵三公明党幹事長の了承を取り付けることとなったという。当初、合議体の構成に例外規定を設けることに否定的だったという保岡座長¹⁵⁸も、例外規定を設ける公明党案を承服し、26日のプロジェクトチームの会議で合意が得られ、「裁判員制度の導入について」と題する与党合意文書が作成された。

この与党合意では、裁判員の要件については、20歳以上の有権者とし、病氣、仕事、育児・介護など一定の事由がある場合には辞退できるとし、合議体の構成は、裁判官3人－裁判員6人を原則とし、対象事件は、死刑または無期の懲役・禁錮にあたる罪の事件と、法定合議事件であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件とし、守秘義務違反に対する罰則については懲役刑と罰金刑を設けることとされた。公明党が強く主張していた守秘義務違反に対する罰則から懲役刑を削除する要求は認められなかったが、新たに、被告人が公訴事実を認めており、検察官と被告人・弁護人に異議がない場合には、事案の性格等を考慮し、裁判官1人－裁判員4人による合議体で裁判できるものとし、さらに、行政事件・民事事件への裁判員制度の導入や取調べ状況の可視化(録画)についての検討条項が盛り込まれた¹⁵⁹。

¹⁵⁷ 朝日新聞2004年1月26日夕刊、読売新聞2004年1月27日朝刊。この非公式の会議については、山口前掲注(152)61頁のほか、読売新聞2007年4月20日朝刊の「あなたも裁判員 1 誕生の軌跡」と題するコラムに詳しい。

¹⁵⁸ 前掲注(156)。

その後は、与党各党の党内での手続と政府内での手続を経る必要があった。

まず、28日、このプロジェクトチームの会議での合意文書が、自民党司法制度調査会で了承された。

翌29日に、後述するように、プロジェクトチームの会議での合意文書に沿って作成された裁判員制度の骨格案が検討会に示され、それを法律案として成文化するため、2月13日の第10回司法制度改革推進本部会合（本部そのものの会合である）で、裁判員法案の最終協議をすることと、通常国会への法案提出が確認された¹⁶⁰。

その間にも、事務局内では、法案作成作業が進められていた。裁判員の守秘義務違反に対する罰則（秘密漏示罪¹⁶¹）については、この時点では、刑の種類は決まっていたものの、具体的にどの程度にするかは決まっていなかったが、20日に示された法案では、1年以下の懲役または50万円以下の罰金とすることとなった¹⁶²。

2月20日に、自民党の法務部会・司法制度調査会合同会議で、23日に、公明党の司法制度改革プロジェクトチーム・法務部会合同会議で、法案が了承された。続いて、24日、公明党政務調査会全体会議で、26日、自民党政策審議会で、27日、自民党総務会で、法案が了承され、与党各党の政策審議・決定機関での手続が完了した。

ただし、新聞報道によれば、自民党内での議論は、決してスムーズに進んだものではなかったという。法案は、24日の自民党政策審議会と総務会で了承が得られると見込まれていたが、裁判員制度について国民の理解が深まっ

¹⁵⁹ 「裁判員制度の導入について」（2004年）。

¹⁶⁰ 読売新聞2004年2月14日朝刊。

¹⁶¹ 骨格案までは「秘密漏洩罪」とされていたが、法案では「秘密漏示罪」となっている。

¹⁶² 読売新聞2004年2月19日朝刊、朝日新聞2004年2月20日朝刊。そのほかの罰則規定についても具体的な法定刑は定められていなかったが、裁判員等に対する請託罪等と裁判員等に対する威迫罪につき、2年以下の懲役または20万円以下の罰金、裁判員の氏名等漏示罪につき、1年以下の懲役または50万円以下の罰金、裁判員候補者による虚偽記載罪等につき、50万円以下の罰金に処するものとし、また、裁判員候補者及び裁判員の義務違反に対しては、態様に応じて、30万円ないし10万円以下の過料に処するものとされた。

ていないとの慎重論が強く出され、25日に総務会の正副会長会議で、26日に総務会で、議論を行うものの、そこでも了承が得られなかったという¹⁶³。そのため、政府は、27日に予定していた法案の閣議決定を先送りすることとした。新聞報道によれば、国民生活に重大な影響を与える法案であるから、党内手続を速やかに済ませるのは妥当ではなく¹⁶⁴、特に、良心に照らして自分には他人を裁くことはできないと考える国民がいるとの意見があったという¹⁶⁵。そこで、思想・信条の自由に基づき裁判員を辞退できるよう、法案原案に示されていたやむを得ない辞退事由を政令で定めることとしたうえで、その後制定する政令に、思想・信条に基づく辞退を規定することを条件として¹⁶⁶、27日、総務会は、法案を了承した。

法案は、3月1日の事務次官等会議を経て、2日、閣議決定され、同日、国会に提出された¹⁶⁷。

第31回検討会（1月29日）では、事務局から、26日の与党政策責任者会議司法制度改革プロジェクトチームの会議での合意文書に沿った内容の骨格案が示された。冒頭で、辻参事官が骨子案の説明を行ったのち、四宮委員が、座長と事務局の取組みを慰労したうえで、「推進計画にしたがって、今国会で成立させて、早く日本の社会に定着するというのを、私、個人としては希望しております」と述べた¹⁶⁸。そして、死刑判決については特別多数決も考慮されるべきこと、評議は全員一致を目指すべきということを規則等に規

¹⁶³ 朝日新聞2004年2月25日朝刊、朝日新聞2004年2月26日朝刊、読売新聞2004年2月27日朝刊。

¹⁶⁴ 読売新聞2004年2月27日朝刊。

¹⁶⁵ 読売新聞2004年2月28日朝刊。

¹⁶⁶ ただし、新聞報道によれば、法務省などには、辞退事由に思想・信条を理由とするものを含めると、辞退者が相次ぎ、裁判員の構成が偏り、幅広い国民の良識を裁判に反映させるという裁判員制度の趣旨の1つを損なうおそれがあるとして、懸念する向きがあったという（前掲注(165)）。

¹⁶⁷ 朝日新聞2004年3月2日夕刊、読売新聞2004年3月2日夕刊。

¹⁶⁸ 司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第31回会議録。

定すること、介護や養育などで参加に支障があっても参加したいと考える国民に配慮すること、守秘義務違反に対する罰則から懲役刑を削除することなどを希望として述べた。

この日の検討会で議論が集中したのが、検討会ではこれまでまったく議論がなされたことはなく、与党合意で急遽浮上した裁判官1人—裁判員4人の小規模合議体についてであった。これに対しては、酒巻、高井、本田、平良木、土屋の各委員が、辻参事官に対して、その意義や運用について質問した¹⁶⁹。特に、高井委員は、小規模合議体と原則的な合議体とでは、量的に異なるだけでなく、質的に異なるのではないかとして、辻参事官に対して詰め寄る場面もあった。高井委員は、「要するに、3対6の合議体は、裁判員制度の合議体であり、1対4の合議体は、事実上、陪審制度に近い合議体なのではないか」と述べ、刑事裁判が、「ゲーム化……戦略化、戦術化」し、「ビジネスの対象にされるという危険性も含んでいる」と懸念を示した。また、土屋委員も、「私も若干の違和感を感じています」（原文ママ）と述べたが、高井・土屋両委員を除けば、質問を行った各委員も、小規模合議体に対して反対する姿勢をとることはなかった¹⁷⁰。

なお、日弁連は、2004年2月12日に、「裁判員制度、刑事裁判の充実・迅速化及び検察審査会制度の骨格案に対する意見書」を公表している。もっとも、その内容は、これまでの日弁連の主張を再言するものにすぎなかった。日弁連は、法案が提出されるまでは、公式には、主張を一切変えることはな

¹⁶⁹ この回の議論は、委員間ではなく、主に委員と事務局の辻参事官との間で行われた。小規模合議体に関しては、「要するに訴訟経済のため2ずつ引いたということですか」との酒巻委員の質問に対して、辻参事官は、「それが理由かと言われますと、ちょっとなかなか難しいところがございますが」などと返答しつつ、回答に窮した。事務局でも、この時点では、その意義などについて、十分に整理ができていなかったようである（前掲注(168)）。

¹⁷⁰ 前掲注(168)。そのほかに、池田委員から、裁判員の就職禁止事由、解任、出頭の確保に関する問題点が提示された。

かった。

(以下、次号)

[付記] 本稿は、本号掲載分より、平成19年度科学研究費補助金（若手研究（スタートアップ））、共和主義的憲法観に基づく討議民主主義理論による裁判員制度の意義の再構成、課題番号：19830023）による研究成果の一部である。